

## 医療的ケア児等の支援の連携に関する協議の場について

### 【児童福祉法第56条の6第2項】

心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他関連分野の支援を受けられるように、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

### 【障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針】

- ・ 保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障がい児通所支援事業所、障がい児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための「協議の場」を設ける。
- ・ 関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援員等の配置を促進することが必要

## 1 協議の場についての考え方

第1目的は連携の強化

事例の共有を通じて、支援者も相談できる場としての確立を目指す。

相談事例から環境の不具合の把握

- (例) ・ 本人の発達支援について  
 ・ 家族支援について  
 ・ 本人(者)の日中活動先についてなど

⇒ 検討内容によって関わる関係者が違ってくる。

## 2 具体的な進め方

	案1	案2
方向性	段階的に協議の場・内容の拡大を図る。	医療的ケアについての協議会を設置する。
協議の内容	自立支援協議会の下部組織(連絡会)において、事例検討、情報共有を行い、段階的に地域課題を把握し、対応策への取組みを行っていく。	事例の共有を行う部会を設置し、協議会委員により課題を整理し、対応策を検討する。
構成員	(構成員) 直接支援をする方 医療的ケア児等コーディネーター、医療機関(訪問看護、作業療法士、愛知県心身障害者コロニー) 保健師(保健所、市)、保育士(保育課)、特別支援学校(小牧)、相談支援専門員、障がい児通所支援事業所、当事者	(委員) 医師、学識を有する者、保健所、教育・保育関係者(行政)、地域・当事者の代表等  (部会員) 医療的ケア児等コーディネーター、直接支援をする方を中心とする。
位置づけ	地域自立支援協議会の下部組織(連絡会)とする。	考え方を具現化するための協議会を要綱により設置する。
開催回数	2月に1度	協議会…年1回、部会…2月に1度

## 【資料8】

見通し	平成31年度は、事例の共有を行う。 平成32年度以降は、課題把握、報告を並行して実施する。 定例会において課題への取組み方法を検討する。	事例の共有と、対応策の検討を同時並行して実施するため、協議会、部会の開始時期、開催回数は、検討が必要である。
検討事項	意見交換や協議しやすい報告内容を検討するなど、情報提供方法に工夫が必要である。 現状の把握や問題点の整理	事例の共有と対応策の検討を同時平行して実施可能か。 医師を始めとして委員には報酬が必要（平成31年度は予算計上なし。）
共通事項	ライフステージ等によって方向性の違う課題がある（発達保障、家族支援等）ため、その課題、年齢ごとに中心者を決めて検討を進める必要がある。	